

空き店舗を活用して 新規出店する方を応援！



山梨市では商業の活性化や買い物難民問題等の緩和を図るため空き店舗に新規出店する個人、団体等に補助金を交付します！

対象となる
事業者

- 空き店舗を活用し継続して2年以上営業する者
 - 小売業、飲食業、その他のサービス業
 - 週3日以上昼間営業する者
 - 市内の店舗を廃業又は休業する者でないこと
- ※詳細については要綱を参照

対象となる
空き店舗

- 入口が道路又は歩道に接している建物の店舗物件
 - 以前商業用に利用されていた店舗で営業終了から1か月以上経過している物件（倉庫及びプレハブ等の簡易的な建築物は対象外）
- ※詳細については要綱を参照

補助の対象と補助金の額

- ◇ 店舗改修などに掛かる経費
経費の1/2 限度額50万円
- ◇ 店舗の賃料
賃料の1/2 限度額2万円/月
(最長12か月)

申込み・お問い合わせ

山梨市役所商工労政課
商工労政担当（西館3階）

☎ 0553-22-1111

内線 2362

